

退職給付制度間の移行等に関する会計処理

I. はじめに

平成13年6月の確定給付企業年金法及び確定拠出年金法の公布に伴い、これまでは必ずしも明らかではなかった退職給付制度間の移行や退職給付制度の改訂等により、退職給付債務が増加又は減少した場合の会計処理について、現在までに3つの適用指針等が公表されている（図表1参照）。

図表1

公表時期	題名	本稿での略称	公表主体
平成13年 12月10日	会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」の改正について	実務指針	日本公認会計士協会
平成14年 1月31日	企業会計基準適用指針第1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」	適用指針	企業会計基準委員会
平成14年 3月29日	実務対応報告第2号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」	実務対応報告	企業会計基準委員会

これらの公表物は、実務指針の改正や適用指針、実務対応報告¹とされている。したがって、平成10年6月16日に企業会計審議会から公表されている「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「意見書」という。）及び「退職給付に係る会計基準」（以下「退職給付会計基準」という。）を大きく改訂することを意図したものではなく、その解釈を示したものと言える。また、これらは、日本公認会計士協会 会計制度委員会が平成12年1月19日に公表している「退職給付会計に関するQ&A」（以下「Q&A」という。）などの会計慣行との関係も考慮されていると考えられる。

本稿では、このうち適用指針及び実務対応報告についての考え方を解説し概要を紹介する²。なお、参照している項については、特段の記載がない限り、適用指針の項を指す。また、文中意見にわたる部分については私見であることをお断りしておく。

II. 会計処理の考え方

1 会計問題の所在と基本的な考え方

退職給付制度間の移行や退職給付制度の改訂等において、会計処理上問題となるのは、まず、以前から生じている未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異、会計基準の変更時差異の未処理額（以下「未認識項目」という。）について遅延認識を継続するかどうかである。また、退職給付制度間の移行による退職給付債務の変動のうち、増加部

¹ 会計基準等の開発・公表の手続きについては、企業会計基準委員会のホームページの「公開規則等」（<http://www.asb.or.jp/html/asbj/commitment/procedure.pdf>）から入手することができる。

² 厚生年金基金の代行部分の返上に関する会計処理を追加した実務指針の改正に関しては、例えば、小沢元秀「厚生年金基金の代行部分返上についての会計処理」（旬刊経理情報 2002年1月10-20日号（No. 973））、泉本小夜子「年金資産の大幅下落および代行返上の会計処理」（企業会計 2002年3月号（Vol. 54 No. 3））を参照。

分は過去勤務債務として扱われることが明らかであるが、減少部分はどのように扱われるかが問題となる。米国基準（SFAS88号³）や国際会計基準（IAS19号⁴）も同様の理解に立つものであると考えられる⁵。適用指針の基本的な考え方は、これら2点の問題について、以下のように整理できると考えられる。

(1) 未認識項目の会計処理

まず、退職給付債務のすべてを従業員に支払い退職給付制度を廃止するケース（いわば完全な履行・廃止）を考えた場合、退職給付債務は消滅し退職給付制度が廃止される以上、未認識項目についても遅延認識を継続する理由は存在しない。これは退職給付会計基準には明示されていないものの、異論のないところと考えられる（第27項参照）。

しかし、これ以外のケースでは、退職給付債務の減少時点で、対応する未認識項目の会計処理をどのように扱うべきかについては議論がある。この点、米国基準のように、過去勤務債務や数理計算上の差異の遅延認識を行っている理由に照らして判断するという分析的なアプローチを採用するという見解が考えられる。一方、このような分析的なアプローチは実務上過度の複雑性を招くと考え、これを回避するため未認識項目の会計処理も退職給付債務の会計処理と合わせるという国際会計基準のような見解も考えられる。

適用指針では、複雑性回避のため、後者の考え方を採用している。すなわち、退職給付債務の減少部分の消滅を認識し支払額との差額を一時に損益認識する場合には、対応する未認識項目についても一時に損益認識し、退職給付債務の減少部分を遅延認識する場合には、対応する未認識項目についても従来の遅延認識を継続することとした（第10項、第12項参照）。

(2) 退職給付債務の減少部分の会計処理

退職給付債務の減少部分についても、退職給付債務のすべてを支払うケースでは、その時点で退職給付債務の消滅を認識し、支払額との差額は一時に損益認識されると考えられる。このことから、退職給付制度間の移行や退職給付制度の改訂等に伴い、退職給付債務の一部のみを支払うことによって退職給付債務が減少する部分についても、退職給

³ FASB Statement of Financial Accounting Standards No.88, Employers' Accounting for Settlements and Curtailments of Defined Benefit Pension Plans and for Termination Benefits, December 1985

⁴ IASC International Accounting Standard IAS19, Employee Benefits (revised 2000), 2000

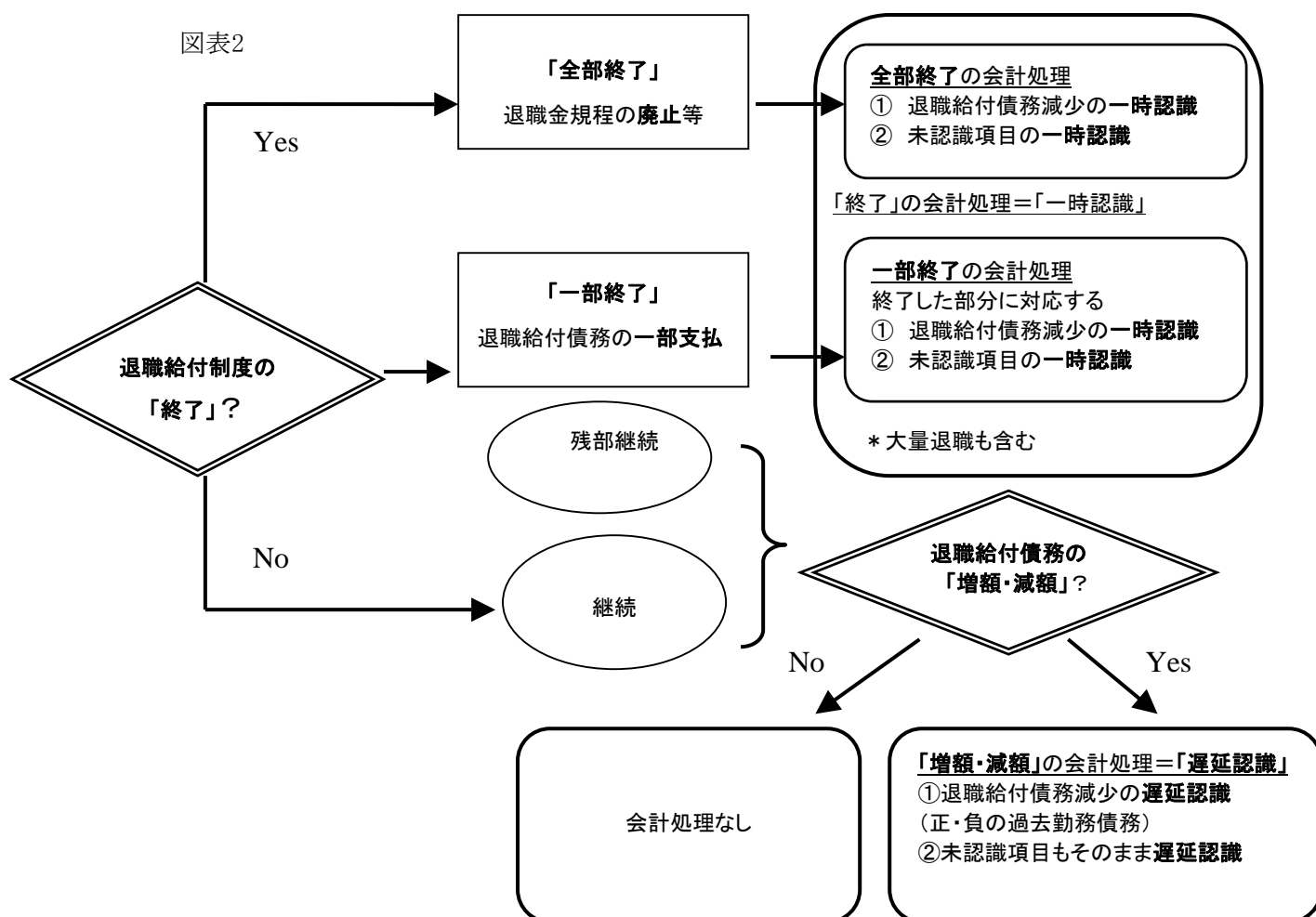
⁵ 米国基準や国際会計基準は、未認識項目について、遅延認識から一時の損益に認識する場合を「清算」「縮小」として会計処理を規定している。これらの概要については、例えば、小沢元秀・井上雅彦・三輪登信「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（旬刊経理情報 2002年4月1日号（No.980））、五十嵐則夫「年金会計における「遅延認識」の論理とその損益認識について」（企業会計 2002年5月号（Vol.54 No.5））を参照。

なお、適用指針では、現行の退職給付会計基準をベースとして、その解釈の範囲内で作成されており、退職給付制度の「終了」と、退職給付債務の「増額」又は「減額」（過去勤務債務）という概念で整理を行っているが、会計処理方法の面では、国際会計基準とはほぼ同様の方法が採用されているものと理解してよいと考えられる。

付債務の消滅を認識すべきものと考えられる。一方、同じように退職給付債務の減少部分であっても退職給付水準の改訂等に起因して発生した場合、当該減少部分は、退職給付会計基準上、過去勤務債務に該当するとされ（基準一４参照）、将来にわたり従業員の勤労意欲に影響するものとして遅延認識されている。

前者は、支払を伴って退職給付債務が減少するもの、いわば債務履行のケースである。他方、後者は、退職給付水準の改訂等に起因して、支払を伴わずに退職給付債務を減少させたものであり、いわば債務免除に類するケースである。このため適用指針は、会計処理との関係で、退職給付債務の減少を発生原因別に区別し、債務履行的な減少（支払等を伴う場合）は、退職給付制度の「終了」として、退職給付債務の消滅を認識し支払等との差額を一時に損益認識する（第10項参照）こととし、債務免除的な減少（支払等を伴わない場合）は、退職給付債務の「減額」として、退職給付会計基準上の過去勤務債務に該当し遅延認識を行うことを確認している（第12項参照）。

2 基本的な考え方に対する調整



* なお、大幅な減額において一時認識の場合がある

(1) 退職給付制度の廃止の場合

適用指針は、上記のような基本的な考え方に基づくものと言えるが、これをすべてのケースにそのまま適用した場合、実態に即しているとはいえないケースもでてくるため、幾つかの調整を加えている（これを踏まえた会計処理のイメージについては図表2参照）。

まず、前項1(2)の考え方によると、退職給付債務の一部だけを履行し残額については減免し、退職給付制度を廃止する場合、支払を伴う部分は退職給付制度の終了として一時認識することになるが、残りの部分については過去勤務債務として遅延認識することになる。

しかし、退職給付制度が廃止された後にまで退職給付債務の減少部分を過去勤務債務として遅延認識することは、退職給付債務の状態を適切に表現しているものとは言えないことから、適用指針では、退職給付制度が廃止されてしまった場合、支払等を伴うか否かを問わず、退職給付制度の「終了」に該当するとしている（第29項参照）。したがって、退職給付制度の終了には、全部終了（制度を廃止する場合）と一部終了（支払等を伴う場合）の2つが含まれることになる（第4項、第5項参照）。

(2) 大規模な経営改善計画の一環として行われる大幅減額

退職給付債務の減額は過去勤務債務に該当し、たとえ減額の幅が大きくなっても、退職給付制度の廃止ではない限り、遅延認識の会計処理を行うこととなる。しかしながら、退職給付の支払義務を履行しないまま大幅に減額するというのは通常の事態ではなく、大規模な経営改善計画の一環として行われることが考えられる。このような状況であって、当該経営改善計画の実施による他の損益が一時に計上されるようなときには、退職給付債務の大幅な減額だけを遅延認識するよりも、いわば債務免除益のように損益計上することが実態を反映する場合もあると考えられる。

このような場合には、大幅な減額は過去勤務債務であるものの、従来費用処理年数によらず、一時の損益として認識し、未認識項目についても同時に損益として認識することとされている（第32項参照）。

III. 退職給付制度の終了の会計処理

以下では、前節IIのような基本的な考え方を踏まえ、適用指針等の規定を概観する。

1 退職給付制度の終了とその会計処理

退職給付制度の「終了」とは、以下の場合をいい（第4項参照）、図表3のように会計処理される（第10項参照）。

- (1) 退職金規程の廃止、厚生年金基金の解散又は税制適格退職年金制度の全部解除のように退職給付制度が廃止される場合（全部終了）。
- (2) 退職給付制度間の移行又は制度の改訂により退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合（一部終了）。なお、「支払等」には、以下のものが該当する。

- ① 年金資産からの支給又は分配
- ② 事業主からの支払又は現金拠出額の確定
- ③ 確定拠出年金制度への資産の移換

図表3

- (1) 終了した部分に係る退職給付債務
 - ⇒ 当該退職給付債務の消滅を認識し、終了した部分に係る退職給付債務とその減少分相当額の支払等の額との差額を損益認識
- (2) 当該終了の前に発生した未認識項目
 - ⇒ 終了部分に対応する金額を損益認識

※ 表示 (1)及び(2)で認識される損益 ⇒ 原則として、特別損益に純額表示

2 退職給付制度の終了の認識時点

(1) 退職給付制度の終了の時点

上記1(1)のように退職給付制度が廃止された場合（全部終了）、廃止日をもって事業主と従業員の権利義務は明確に変わることとなるため、退職給付制度の終了の時点は当該廃止日となる（実務対応報告Q1参照）。

また、上記1(2)のような場合（一部終了）には、退職給付制度の改訂規程等の施行によって事業主と従業員の権利義務は明確に変わることとなるため、退職給付制度の終了の時点は当該施行日（改訂された規程や規約の適用が開始される日）となる。

(2) 翌期に退職給付制度が終了する場合

前項2(1)のように、退職給付制度の終了の時点は廃止日や施行日であり、それらが翌期であっても原則として、施行日である翌期に退職給付制度の終了の会計処理を行うこととされている。これは、施行日が翌期首（例えば、3月決算企業における4月1日）の場合であっても、同様である（実務対応報告Q2参照）。

しかしながら、終了の時点（廃止日や改訂規程等の施行日）は翌期となる場合でも、そのような規程等の改訂日（労使の合意の結果、規程や規約の変更が決定され周知された日）が当期中であり、終了損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該終了損失の額を当期の退職給付費用として計上し退職給付引当金を増加させる処理を行う必要があるとされている（実務対応報告Q1ただし書き参照）。

なお、このように当該終了損失の額を当期に処理した場合を除き、廃止日や施行日が翌期首であるときには、退職給付制度の終了の会計処理が翌期の財務諸表に与える影響額を、当期の財務諸表に注記することが必要である（実務対応報告Q2なお書き参照）。

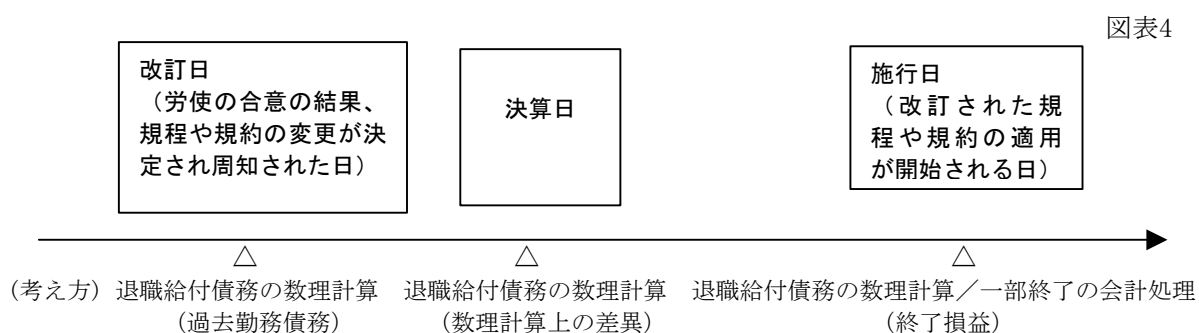
(3) 退職給付水準を変更する規程等の改訂も明示的に行われた場合

退職給付制度の全部終了の場合には、廃止等を伴う規程等の改訂とともに退職給付水準の減額改訂が明示的に行われていても、退職給付債務の終了部分は減額に該当しない（第9項ただし書き参照）ため、数理計算を行って過去勤務債務を算定する必要はないと解される⁶。

一方、退職給付制度の一部終了の場合、一部終了の規程等の改訂とともに退職給付水準を変更する規程等の改訂も明示的に行われた場合には、その改訂内容に基づく過去勤務債務は改訂日現在で算定される（実務対応報告Q1参照）。そして、施行日において当該過去勤務債務は、他の未認識項目とともに、終了部分に対応する金額が、終了損益として認識されるものと考えられる。

なお、施行日の前に決算日が到来する場合、決算日現在では、企業が採用している費用処理年数と費用処理方法に基づき、改訂日現在で算定された過去勤務債務は費用処理され（実務対応報告Q2参照）、また、退職給付債務の数理計算が行われて数理計算上の差異が把握されることとなる（実務対応報告Q1参照）。そして、施行日においては、これらの未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異は、他の未認識項目とともに、施行日における退職給付債務の比率その他合理的な方法により終了部分に対応する金額が算定され、終了損益として認識されるものと考えられる（図表4参照）。

ただし、決算日が改訂日から大きく離れていないなど各々の時点において数理計算を行わなくても、重要な相違が生じないと考えられる場合には、実務上、改訂日現在ではなく決算日現在で退職給付債務の数理計算を行うことも許容されると考えられている（実務対応報告Q2ただし書き参照）。



IV. 退職給付債務の増額又は減額の会計処理

1 退職給付債務の増額又は減額とその会計処理

退職給付債務の「増額」又は「減額」とは、退職給付制度間の移行又は制度の改訂による退職給付債務の支払等を伴わない増加部分又は減少部分をいい、これは退職給付会計基準上の過去勤務債務に該当するものとされている（第9項参照）。退職給付債務の増

⁶ もっとも、廃止日の前に決算日が到来する場合は、決算日現在で退職給付債務の数理計算が行われ（退職給付会計基準二2参照）、退職給付債務に係る数理計算上の差異が算定される。

額又は減額の会計処理は図表 5 のように行われる（第 12 項参照）。

図表5

<ul style="list-style-type: none"> ● 退職給付債務の増額又は減額 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理 ● 当該増額又は減額前に発生した未認識項目 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 従前の費用処理方法及び費用処理年数を継続して適用 <p>※ ただし、大幅な減額が、大規模な経営改善計画の一環として生じ、当該経営改善計画から生じる他の損益が一時に計上されるような場合には、当該大幅な減額を発生した時点に損益計上することが実態を反映する場合もある（第 32 項参照）。</p>

2 退職給付債務の増額又は減額の測定時点

退職給付制度が改訂された場合には、その影響を直ちに退職給付債務の数理計算に反映させるべきであることから、過去勤務債務は、規程等の改訂日現在で測定されることが適当であると考えられている（Q & A Q10 参照）。

このため、退職給付制度間の移行による退職給付債務の増額又は減額の測定についても、改訂日現在で行うこととされている。また、退職給付債務の大幅な減額も過去勤務債務に該当するため、一時に損益に計上する場合でも毎期費用処理する場合でも、同様に、規程等の改訂日現在で測定される（実務対応報告 Q 6 参照）。

V. 具体例と会計処理

適用指針や実務対応報告を踏まえた具体的な退職給付制度間での移行等の会計処理の概要は図表 6 のとおりである。

図表6

	具体例	会計処理
1	退職一時金制度の廃止 (1) 退職金を一括して支払う場合 (2) 退職金を分割して支払う場合 (3) 依然として退職時に支払う場合	退職給付制度の終了（全部終了） 退職給付制度の終了（全部終了） 退職給付債務の減額 ⁷
2	確定給付型の退職給付制度から確定拠出年金制度への移行 (1) 過去勤務に係る部分も移行する場合 (2) 将来勤務に係る部分を移行する場合 (3) 新規加入者から移行する場合	退職給付制度の終了 退職給付債務の減額 ⁷ なし
3	確定給付型の退職給付制度間の移行	退職給付債務の増額又は減額

⁷ これらは、将来勤務に係る部分の減額改訂と考えられ、退職給付制度の終了の会計処理を行わず、退職給付債務の減額、すなわち負の過去勤務債務として取り扱うこととなる（第34項参照）。

	(移行前の制度が移行後の制度に名目的にしか引継がれていない場合を除く)	
4	税制適格退職年金制度における「併せ給付」	退職給付債務の減額 ⁷
5	大量退職	退職給付制度の終了に準じる

1 退職一時金制度の廃止

(1) 退職金を一括して支払う場合

退職金規程の廃止、厚生年金基金の解散又は税制適格退職年金制度の全部解除のように退職給付制度が廃止される場合は、終了とされている（第4項、第5項参照）。このため、退職金規程の廃止により退職一時金制度を廃止した場合は、廃止日に退職給付制度の終了の会計処理が行われる（第11項(1)～(3)、実務対応報告Q3(1)～(3)参照）。

(2) 退職金を分割して支払う場合

退職一時金制度を廃止した場合は終了に該当する（第4項参照）ことから、廃止による退職金の支払を分割して行う場合でも、退職金規程の廃止日に退職給付制度の終了の会計処理を行うこととなる。この際、支払予定額は、未払金として計上することとなる（実務対応報告Q4参照）。

なお、支払予定額に利息相当額がある場合、これを含めた総額を債務額とするか、除いた純額を債務額とするかという論点がある。契約内容や算定方法により、いずれの会計処理も考えられるが、利息相当額が明示されている場合には純額を債務額とし、利息相当額は時間の経過に伴い、発生基準にて計上することがより適切であると考えられる（第23項なお書き参照）⁸。

(3) 依然として退職時に支払う場合

退職一時金制度を廃止するとはいっても過去勤務に係る部分を依然として退職時に支払うこととしているときには、従来と同様に退職時点等が確定していないことから、退職給付制度の終了の処理を行わず、当該支払予定部分に対応する義務を引き続き退職給付引当金として取り扱うことが適当であると考えられている（実務対応報告Q4

⁸「金融商品に係る会計基準」（企業会計審議会、平成11年1月22日）第三 五では、支払手形、買掛金、借入金その他の債務は、債務額をもって貸借対照表価額とするとされているが、利息額が区分されていない場合又はその区分が合理的ではない場合、何をもって債務額とするかは明示していない。この点、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会、最終改正平成13年7月3日）では、利息の支払時期又は支払額が不規則な借入金や社債は、実効利率に基づいて、債務者からの支払額を元本と利息とに区分する（第131項参照）とされていたり、預り預託保証金は、差入預託保証金等と同様に、一定の利率に基づいて割り引いた現在価値を当初認識時の時価とし、支払額と当該時価との差額は契約期間にわたって損益に合理的に配分する（第133項参照）とされていたりしている。これらは、契約上の利息額を利息として処理すること又は利息を全く計上しないことは不適切である（第307項、第309項参照）ためと考えられる。一方、重要な金利部分を含む売上債権その他金銭債権についてはその現在価値で計上する（第130項、第306項参照）としているが、金利部分を含む仕入債務その他金銭債務についての取扱いは明示されていない。適用指針は、このような現行の金融商品に係る会計基準等を勘案しているものと考えられる。

参照)。このため、将来勤務に係る部分を減額改訂した他のケース（例えば、後述する2(2)将来勤務に係る部分から確定拠出年金制度へ移行する場合、4併せ給付の場合）と同様、退職給付債務の増額又は減額の会計処理が適用されることとなる。

2 確定給付型の退職給付制度から確定拠出年金制度への移行

(1) 過去勤務に係る部分も移行する場合

① 原則的な方法

確定拠出年金制度への資産の移換は支払等に該当する（第4項参照）ため、当該移行の場合は、移換を伴う改訂規程等の施行日に退職給付制度の終了の会計処理が行われる（第11項(5)(6)及び〔設例A-1〕、実務対応報告Q3(5)(6)参照）。したがって、移換額が確定したと考えられる当該施行日に、移行部分に係る未認識項目は損益として認識される（第10項、第22項、第23項参照）。

② 経過措置

しかしながら、この原則的な方法のみを強制することは制度移行の阻害要因となる可能性があるとの懸念が示されたことや、退職一時金制度からの分割移換の規定、退職給付会計基準が導入された際の趣旨などを勘案し、適用範囲を退職一時金制度からの移行に限定して、会計基準変更時差異の処理に関する選択的な経過措置が設けられている（第15項、第36項及び〔設例D〕参照）。

また、経過措置を適用した結果、退職給付引当金が借方残高となった場合には、未払金に計上した分割拠出の額と相殺表示することなく、前払年金費用として資産に計上することとなる（実務対応報告Q8参照）。

(2) 将来勤務に係る部分を移行する場合

確定給付型の退職給付制度の将来勤務に係る部分を改訂し、確定拠出年金制度へ移行する場合には、退職給付債務の減額の会計処理が適用される（第13項(1)及び設例〔A-3参照〕参照）。これは、過去勤務に係る部分であっても将来勤務に係る部分であっても、減額改訂に起因して発生した退職給付債務の減少は、以下のような理由から、過去勤務債務として取り扱われることによる（第34項参照）。

① 退職給付会計基準一5においては、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分を過去勤務債務としており、改訂部分を過去勤務に係る部分と将来勤務に係る部分に区分していないこと。

② 実務上も、過去勤務に係る部分の減額改訂と将来勤務に係る部分の減額改訂を区分して把握することは極めて困難であること。

(3) 新規加入者から移行する場合

新制度を新規加入者から適用する場合には、既存の退職給付制度に加えて、別途、新たな退職給付制度を併設するにすぎないと解されるから、ここでいう退職給付制度間の移行には該当しないとされている（第17項参照）。したがって、新規加入者から確定拠出年金制度へ移行する場合、移行に関する会計処理は不要であるが、移行後は確定拠出年金制度における会計処理が行われることになる（後述VI参照）。

3 確定給付型の退職給付制度間の移行

ある確定給付型の退職給付制度を他の確定給付型の退職給付制度⁹に移行した場合には、移行前の制度が移行後の制度に名目的にしか引継がれていないときを除き、会計処理上は原則として移行前後の制度を一体のものとみなし、移行前の退職給付制度については退職給付制度の終了には含めない（第6項参照）。したがって、このような確定給付型の退職給付制度間の場合には、原則として、退職給付債務の増額又は減額の会計処理が適用される（第13項（2）参照）。

なお、この場合の退職給付債務の増額又は減額の測定時点について、特段の記載はないが、移行を伴わない改訂の場合と同様に、改訂日で行われると解される。この点、新たに退職給付制度を採用したときの過去勤務債務（基準四2、実務指針第22項）は、その改訂日では未だ新制度は存在しないため、新制度の施行日に測定されると考えられることとの関連から、確定給付型の退職給付制度間の移行の場合も、移行後の確定給付型の退職給付制度の施行日に測定されることが妥当ではないかとの見方も考えられる。しかしながら、会計処理上は、原則として、移行前後の制度を一体のものとみなすため、規程等の改訂日に退職給付債務の増額又は減額を行うことが適切であると思われる。

4 税制適格退職年金制度における「併せ給付」

(1) 「併せ給付」

税制適格退職年金制度において給付の減少が行われた場合、原則として、減少分の年金資産は従業員に分配されるが、労働組合又は加入者の過半数の同意を得て、加入者別に給付すべき額及び退職時に給付することを年金規程の附則に明記した場合には、年金資産の分配を退職時に本来の給付と併せて行うことができる。このような改訂による給付の形態は、「併せ給付」と呼ばれている。

(2) 「併せ給付」の会計処理

このような「併せ給付」の場合、個人毎に支払額が算定され分配される額が確定したことに着目して退職給付制度の終了が生じたものとする見解もある。しかし、以下のような理由から、退職給付制度の終了の処理を行わず、当該併せ給付部分に対応する義務を引き続き退職給付引当金として取り扱うことが適当であると考えられる（実務対応報告Q4参照）。

① 併せ給付部分を含む税制適格退職年金制度は存続していること

⁹ キャッシュバランス制度（個人毎の仮想勘定に毎年一定額を配分すると共に一定の利息を付し、その最終的な残高を基に給付額を決める制度）も、確定給付型の退職給付制度と考えられている。

なお、(社)日本アクチュアリー会と(社)日本年金数理人会が平成14年4月16日に公開している「退職給付会計に係る実務基準(改定案)」においては、キャッシュバランス制度の「再評価および額の改定に用いる指標（再評価率等）」を新設し、これを数理計算における基礎率として位置付けている（(社)日本年金数理人会のホームページ（<http://www.jscpa.or.jp/>）参照）。したがって、これらを踏まえれば、会計上、当該再評価率等に係る予測と実績との差は、数理計算上の差異として扱われるものと思われる。

- ② 退職時期は改訂規程等の施行日から相当期間離れていると考えられるため年金資産の運用リスクは事業主に残っていること
- ③ 従来と同様に具体的な支払時期等は確定していないこと

この結果、将来勤務に係る部分を減額改訂した場合と同様、退職給付債務の増額又は減額の会計処理が適用されることとなる。

5 大量退職

(1) 問題の所在と会計処理

通常の退職の場合、退職者に退職金が支払われ、その結果、退職給付債務が減少する。退職給付会計基準上、退職給付債務は、在籍する従業員が今後どのような割合で退職していくかを推計する際に使用する基礎率である退職率を用いて計算されるが、それは異常値を除いて算定される（実務指針第13項参照）。また、実際の退職は必ずしも平均的に生じるものではないが、長期的には想定した退職率に収斂すると見込まれるため、予測（退職給付債務の減少部分）と実績（支払額）の乖離は、数理計算上の差異として扱われ、平均残存勤務年数以内の一定の年数で規則的に処理することとされている（基準一6、三2(4)参照）。

このような理解に立てば、通常の退職率をはるかに超える大量の退職が生じた場合には、異常値を除いて算定された退職率に収斂する可能性は薄く、もはや数理計算上の差異として遅延認識する理由が失われていると考えることができる。また、大量退職は、退職給付制度間の移行又は制度の改訂に起因するものではないが、退職給付債務を著しく減少させるため、退職給付制度の終了と会計上、類似の事象と考えられる（第25項参照）。このため適用指針は、大量退職における退職給付の支払等を伴う減少部分の会計処理を、退職給付制度の一部終了に準ずるものとしている（第8項参照、第11項(8)参照）。

ここで、大量退職とは、工場の閉鎖や営業の停止等により、従業員が予定より早期に退職する場合であって、退職給付制度を構成する相当数の従業員が一時に退職した結果、相当程度の退職給付債務が減少する場合をいう（第8項参照）が、これに該当するか否かを、一律に示すことは困難である。例えば、構成従業員が退職することにより概ね半年以内に30%程度の退職給付債務が減少するような場合には、これに該当することが多いと考えられるが、当該企業の実態に応じて判断すべきものであるとされている（第25項参照）。

(2) 認識時点

この場合、原則的な考え方を踏まえれば、大量退職の場合の終了の会計処理を行う時点は従業員の退職時点と考えられるが、大量退職は一時点に生じるとは限らないことから、大量退職となるような計画が具体的に実行されたという事実（例えば、大量退職の計画に基づき、従業員が署名した退職届を企業が正式に受領したこと）に基づいて、支払等の額が合理的に算定できる時点にて行うものと考えられている（実務対応

報告Q3また書き参照)。

なお、早期割増退職金の費用処理は、従業員が早期退職制度に応募し、当該金額が合理的に見積もられる時点で行われる(Q&A Q18参照)。したがって、当該費用処理は、大量退職に伴うものであるか否かにかかわらず、大量退職の会計処理とは別に行われることに留意する必要がある(実務対応報告Q3なお書き参照)。

VI. 確定拠出年金制度における会計処理及び開示

1 確定拠出年金制度における会計処理

適用指針第19項は、「確定拠出年金制度の会計処理は、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じないため、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理することが適当であると考えられる(意見書三3(2)参照)。」としている。したがって、確定拠出年金制度に基づく要拠出額は、退職給付費用として計上され、また、未拠出の額は未払金として計上することとなる(実務対応報告Q6参照)。

2 確定拠出年金制度における開示

退職給付費用として計上された確定拠出年金制度に係る要拠出額は、財務諸表等規則第8条の13第1項第3号に規定する「その他の退職給付費用に関する事項」に含まれる(財務諸表等規則ガイドライン8条の13-1-3参照)。なお、例えば、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度等、企業が運営する退職給付制度以外の制度に基づく要拠出額を退職給付費用として処理しており、当該金額に重要性がある場合には、脚注等において記載することが望ましいと考えられる¹⁰。

以 上

¹⁰ 「有価証券報告書の作成の仕方(平成14年3月期提出用)」(財団法人 財務会計基準機構、平成14年3月発行) p177参照。